

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:健康寿命推進課)

1	施設名	滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)						
2	施設の概要	敷地面積 2,080.21㎡ 延床面積 1,493.42㎡ 施設構造 RC造 2階建						
		施設内容 高齢者や身体障害者に適合した福祉用具の普及を目的としており、施設内に①展示室(約650点を展示)、②工作室(福祉用具の改造・製作サービスを提供)、③事務室等の各室を備える。						
3	募集方法	公募						
	募集要項配布期間	平成29年7月28日 ~ 平成29年9月27日						
	申請受付期間	平成29年7月28日 ~ 平成29年9月27日						
	指定期間	平成30年4月1日 ~ 平成35年3月31日(5年間)						
	管理業務内容	福祉用具の展示および普及 福祉用具に係る利用者からの相談に基づく改造および製作ならびに技術の開発 福祉用具に係る技術についての関係機関等に対する指導 施設および設備の維持管理に関する業務 等						
	管理料参考額	269,440,000円(消費税および地方消費税を含む。)						
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申請者</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">所在地</th> <th style="width: 60%;">名称</th> </tr> <tr> <td>滋賀県草津市笠山七丁目3番138号</td> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">合計1者</p>	申請者		所在地	名称	滋賀県草津市笠山七丁目3番138号	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
申請者								
所在地	名称							
滋賀県草津市笠山七丁目3番138号	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会							
5	審査方式	滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者を選定した。						
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	植松潤治(滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) 小倉一訓(小倉会計事務所 税理士) 堀井とよみ(京都看護大学看護学部 特任教授) *横井豊彦(大阪産業大学人間環境学部スポーツ健康学科 教授) 四塚康則(特定非営利活動法人滋賀県脊髄損傷者協会 理事長)						
	審査基準	別紙参照						

<p>審査経過</p>	<p>第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会  (開催日)平成29年6月13日  (内容)募集要項および審査基準の審査  第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会  (開催日)平成29年10月30日  (内容)申請者からのヒアリング、審査および指定管理者の候補者選定</p>																															
<p>審査結果</p>	<p>指定管理者の候補者  社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</p>																															
	<p>評価結果、選定理由、選定委員会の概要</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1" data-bbox="432 591 1423 766"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点10点)</th> <th>選定基準2 (配点70点)</th> <th>選定基準3 (配点35点)</th> <th>選定基準4 (配点25点)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>8.2</td> <td>49.8</td> <td>27.6</td> <td>19.4</td> <td>105.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (140点満点)  ※最低基準:84点以上</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1" data-bbox="432 927 1423 1095"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会</td> <td>96</td> <td>90</td> <td>111</td> <td>123</td> <td>105</td> <td>525</td> <td>105.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額</p> <table border="1" data-bbox="432 1205 1252 1310"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会</td> <td>269,440,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b>  申請者は、事業計画において、利用者の利便性向上の取り組みによりサービスの向上が図られ、県民の公平な利用が確保されるとともに、当施設について安定的な管理運営能力を有するなど、審査基準を満たしていると判断されたため。  上記の結果、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定した。</p> <p><b>【指定管理者選定委員会の概要】</b>  (指定管理者選定委員会での主な意見)  申請者は、利用者の利便性の向上を図る取り組みとして、毎月1回休所日である土曜日を開所することとしており、評価できる。  社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を指定管理者の候補者として選定することについて異議なし。</p>	申請者	選定基準1 (配点10点)	選定基準2 (配点70点)	選定基準3 (配点35点)	選定基準4 (配点25点)	合計	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	8.2	49.8	27.6	19.4	105.0	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	96	90	111	123	105	525	105.0	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
申請者	選定基準1 (配点10点)	選定基準2 (配点70点)	選定基準3 (配点35点)	選定基準4 (配点25点)	合計																											
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	8.2	49.8	27.6	19.4	105.0																											
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																									
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	96	90	111	123	105	525	105.0																									
申請者	提示額																															
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	269,440,000円																															

別紙 滋賀県福祉用具センター指定管理の審査の基準

選定基準 (条例第11条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (140点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること。 (1号)	公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ②手続の公平性が確保されているか。 ③利用者への福祉的配慮を持った慎重な対応が可能であるか。	事業計画書 ○運営方針 ○運営計画	10	
2 事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。(2号)	施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	①施設の設置目的を理解しているか。 ②県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ③事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。	事業計画書 ○運営方針 ○運営計画 ○実施体制表 收支計画書 付属資料	10	70
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	①利用拡大の取組内容は適切か。 ②地域・関係機関・ボランティア等との連携が図られているか。 ③対外的な情報提供(広報等)、情報発信は適切か。		10	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	①サービス向上のための取組内容は適切か。 ②募集要項に示した内容への提案は適切か。 ③全体的に施設の整備、機能を活用した内容となっているか。 ④県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ⑤利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ⑥自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 ⑦実施事業について、施設の特色を活かした質の高いサービスを提供し、平成30年度から円滑に実施可能であるか。		20	
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	①求めている実施水準が、実施計画書で提案されているか。 ②施設管理、安全管理は適切か。 ③維持管理は効率的に計画されているか。		10	
	施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか。	①事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ②事業実施にあたり、相当の知識及び経験を有する者を従事させ、高齢者福祉や介護等に関して、専門的技術を確保できているか。		20	
3 事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3号)	施設の管理運営に係る経費の内容	①県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか。 ②管理経費の縮減に向けた取組が具体的に示されているか、妥当であるか。 ③具体的な収入確保の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。	事業計画書 收支計画書	35	
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。(第4号)	收支計画の内容、適格性及び実現の可能性	①収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ②收支計画の実現可能性はあるか。	事業計画書 收支計画書 団体概要書 定款 登記事項証明書 財務諸表等	25	
	安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制は十分か。 ②職員採用、確保の方策は適切か。 ③職員の指導育成、研修体制は十分か。			
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	①財務状況は健全か。			
	その他適切な管理を行うための能力	①個人情報保護の取組は適切か。 ②情報公開への対応は適切か。 ③環境への配慮が具体的に示されているか。 ④防災、防犯その他緊急事態に対応する体制がとれるか。			
				140	

・採点の結果、委員の採点の平均点が140点中84点未満となった申請者は失格とする。

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 選定基準の「2事業計画の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるものであること。」および「3事業計画の内容がセンターの管理に係る経費の縮減が図られるものであること。」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。